Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 191 2018 年 03 月 19 日

米国商標パイロットプログラム：使用見本に対する情報提供

米国特許商標庁は不適切な使用見本を報告するための合理的な抗議手続きを採用した。提出された使用見本が実際には使用されておらず、米国特許商標庁への提出のために創作されたものであれば、その出願に関して誰でも情報をＥメールで提出することができる（宛先：TMSspecimenProtest@uspto.gov)。

Ｅメール提出のための要件：

Ｅメールは、以下のいずれかを含まなければならない。

1) 第三者が問題の商標を付さないで同一の画像を使用している客観的証拠、例えば、ウェッブサイトからのURL及びスクリーンショット又は画像が掲載された広告宣伝物のデジタルコピー

2) 異なる商標を有する同一の画像、ウェッブサイトの実物大モデル等が使用見本として提出されている先行商標の出願番号及び/又は登録番号

上記Ｅメールの件名には抗議対象の出願番号を含まなければならない。全く同じ使用見本を報告する場合は、件名は「重複使用見本」(Duplicative Specimens～）の後に抗議対象出願のうちひとつの出願番号を付さなければならない。その他の出願番号はＥメールの本文に記載しなければならない。そのようなケースの場合は、E メールに使用見本の写しを添付する必要はない。

Inserted Text is here.

提出したＥメールに対して自動的に受領確認の返答がなされるが、その他の返答が送付されることはない。該当出願の結果を知りたい者は米国特許商標庁の TSDR（Trademark Status & Document Retrieval)で出願の状況を確認しなければならない。

期限とプログラムの終了

E メールは異議申立のための公告後 30 日以内に提出しなければならない。可能な場合、公告前にＥメールを提出することができる。

受領したＥメールの数量に基づいて、米国特許商標庁は運用の必要性に基づいて、このパイロットプログラムの終了を含めてプログラムを変更することができる。

（出典：米国特許商標庁）

備考：本プログラムは 2018 年 03 月 06 日に米国特許商標庁のウェッブサイトに掲載されました。中国の出願人が提出した使用見本に偽造されたものが多数発見されたために開始されたプログラムです。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。